

愛知県地球温暖化対策推進条例施行規則をここに公布する。

平成三十一年三月一日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第七号

愛知県地球温暖化対策推進条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、愛知県地球温暖化対策推進条例（平成三十年愛知県条例第四十五号。第六条を除き、以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則で使用する用語は、特別の定めがある場合を除くほか、条例で使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 工場等 工場又は事業場をいう。
- 二 連鎖化事業 定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業であつて、当該約款に、当該事業に加盟する者が設置している工場等における温室効果ガスの排出に関する事項であつて知事が定めるものに係る定めがあるものをいう。
- 三 連鎖化事業者 連鎖化事業を行う者をいう。

(特定事業者)

第三条 条例第八条第一項の規則で定める事業者は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「特定事業者」という。）とする。

- 一 県内（名古屋市の区域内を除く。以下同じ。）に設置している全ての工場等における事業活動について、燃料並びに他人から供給された熱及び電気の年度の使用量をそれぞれエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）第四条各項の規定の例により原油の数量に換算した量を合算した量の合計量が千五百キロリットル以上である者

二 県内に設置している全ての工場等における事業活動に係る温室効果ガスである物質の排出量の合計量について、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号）第五条第十号から第十六号までのいずれかに該当する者であつて、常時使用する従業員の数が二十一人以上であるもの

2 連鎖化事業者に係る前項の規定の適用については、同項中「者（）」とあるのは「連鎖化事業者（）」と、同項各号中「県内」とあるのは「連鎖化事業者が県内」と、「工場等」とあるのは「工場等（連鎖化事業に加盟する者が連鎖化事業に係る工場等として県内に設置している工場等を含む。）」と、「者」とあるのは「連鎖化事業者」とする。

(地球温暖化対策計画書の作成等)

第四条 地球温暖化対策計画書は、事業者が特定事業者に該当することとなった年度の翌年度から原則として三年ごとに当該期間を計画期間として作成するものとする。

2 地球温暖化対策計画書及び地球温暖化対策実施状況書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制
- 二 温室効果ガスの排出の状況

三 温室効果ガスの排出の抑制等に係る目標（地球温暖化対策実施状況書にあっては、温室効果ガスの排出の抑制等に係る目標の達成状況）及び措置

3 条例第八条第一項の規定による地球温暖化対策計画書の提出は、第一項に規定する計画期間の初年度の七月末日までに、地球温暖化対策計画書提出書（様式第一）によってしなければならない。

4 条例第九条第一項の規定による地球温暖化対策実施状況書の提出は、毎年度七月末日までに、地球温暖化対策計画書等に係る公表）

(地球温暖化対策計画書等に係る公表)

第五条 条例第十条第一項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、公表することにより特定事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると知事が認める情報を除く。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに県内の主たる工場等の名称及び所在地
- 二 主たる事業（連鎖化事業者にあつては、連鎖化事業）の業種
- 三 温室効果ガスの排出の状況

四 温室効果ガスの排出の抑制等に係る目標（地球温暖化対策実施状況書にあっては、温室効果ガスの排出の抑制等に係る目標の達成状況）

2 条例第十条第一項の評価の結果のうち規則で定めるものは、温室効果ガスの排出の抑制等に関する取組の状況等が優れていると認められる評価の結果とする。

(適用除外に係る市町村の条例等)

第六条 愛知県地球温暖化対策推進条例（以下この条において「県条例」という。）第二十二條の規則で定める条例は、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成十五年名古屋市条例第十五号）とし、同条例の規定に相当するものとして同条の規定に基づき規則で定める県条例の規定は、県条例第八条から第十一条までの規定とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

(県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正)

2 県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成十五年愛知県規則第八十七号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第一節 地球温暖化の防止（第八十条・第八十一条）」

第一節の二 建築物に係る環境への負荷の低減（第八十一条の二―第八十一条の六）」を「第一節 建築物に係る環境への負荷の低減（第八十条―第八十一条の四）」に改める。

第三章第一節を削る。

第八十一条の二（見出しを含む。）中「第七十五条の三第一項」を「第七十三条第一項」に改め、第三章第一節の二中同条を第八十条とする。

第八十一条の三第一項中「第七十五条の三第一項」を「第七十三条第一項」に、「様式第四十九の二」を「様式第四十八」に改め、同条第二項中「第七十五条の三第一項」を「第七十三条第一項」に改め、同条第三項中「第七十五条の三第一項第七号」を「第七十三条第一項第七号」に改め、同条を第八十一条とする。

第八十一条の四中「第七十五条の三第二項、第七十五条の四第二項及び第七十五条の五第二項」を「第七十三条第二項、第七十四条第二項及び第七十五条第二項」に改め、同条を第八十一条の二とする。

第八十一条の五第一項中「第七十五条の四第一項」を「第七十四条第一項」に、「第七十五条の三第一項第五号」を「第七十三条第一項第五号」に改め、同項第一号中「第七十五条の三第一項第三号」を「第七十三条第一項第三号」に改め、同項第二号中「第七十五条の三第一項第四号」を「第七十三条第一項第四号」に改め、同条第二項中「第七十五条の四第一項」を「第七十四条第一項」に、「第七十五条の三第一項第一号」を「第七十三条第一項第一号」に、「様式第四十九の三」を「様式第四十九」に改め、同条を第八十一条の三とする。

第八十一条の六中「第七十五条の五第一項」を「第七十五条第一項」に、「様式第四十九の四」を「様式第四十九の二」に改め、同条を第八十一条の四とする。

第三章中第一節の二を第一節とする。

第九十五条第一号中「第七十三条」を「第七十二条」に改める。

第九十六条第二項中「第七十五条の三第一項、第七十五条の四第一項及び第七十五条の五第一項」を「第七十三条第一項、第七十四条第一項及び第七十五条第一項」に改める。

様式第四十八及び様式第四十九を削る。

様式第四十九の二中 「第81条の3」を「第81条」に改め、同様式（表）中 「第75条の3第1項」を「第73条第1項」に改め、同様式を様式

式第四十八とする。

様式第四十九の三中

「第81条の5

を

「第81条の3

に改め、同様式(表)中

「第75条の4第1項

を

「第74条第1項

に改め、同様式を様

式第四十九とする。

様式第四十九の四中

「第81条の6

を

「第81条の4

に改め、同様式(表)中

「第75条の5第1項

を

「第75条第1項

に改め、同様式を様

式第四十九の二とする。

様式第五十四(裏)中

「地球温暖化対策事業者、特定建築主

を

「特定建築主

に改める。

3

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正)

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十六年愛知県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

別表県民の生活環境の保全等に関する条例(平成十五年愛知県条例第七号)の項中「、第十三条第一項及び第七十四条第一項」を削り、同表愛知県個人情報保護条例(平成十六年愛知県条例第六十六号)の項の次に次の一項を加える。

愛知県地球温暖化対策推進条例(平成三十年愛知県条例第四十五号)

第八条第一項及び第九条第一項

別紙 1

1 地球温暖化対策の推進に関する方針

--

2 地球温暖化対策の推進体制

--

様式第 1 (第 4 条関係)

事業者番号	※
-------	---

地球温暖化対策計画書提出書

年 月 日

愛知県知事 殿

郵便番号
提出者 住 所
氏 名
(名称及び代表者氏名)

愛知県地球温暖化対策推進条例第 8 条第 1 項の規定により、地球温暖化対策計画書を提出します。

県内の主たる工場等の名称		
県内の主たる工場等の所在地		
該当する事業者の要件	<input type="checkbox"/> 規則第 3 条第 1 項第 1 号該当事業者	
	<input type="checkbox"/> 規則第 3 条第 1 項第 2 号該当事業者	
	<input type="checkbox"/> 規則第 3 条第 2 項該当事業者	
主たる事業の業種	大分類	
	中分類	
主たる事業の内容		
事業者の規模	資本金	円
	常時使用する従業員数	人
地球温暖化対策計画書	別紙のとおり。	
連絡先	担当部署	担当部署名
		所在地
	担当者名	
	電話番号	
	ファクシミリ番号	
	メールアドレス	

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 3 連鎖化事業者にあつては、「主たる事業の業種」の欄及び「主たる事業の内容」の欄には、連鎖化事業の業種又は内容を記載すること。

別紙 3

(3) 大規模工場等の温室効果ガス排出量（基準年度）
 （原油換算エネルギー使用量1,500k1以上又はエネルギー起源CO₂以外の温室効果ガス排出量3,000 t-CO₂以上の工場等）

工場等の名称			代表電話番号			
郵便番号	工場等の所在地					
事業の業種	大分類					
	中分類					
温室効果ガスの種類	①エネルギー起源CO ₂	②非エネルギー起源CO ₂ (③を除く。)	③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源CO ₂	④CH ₄	⑤N ₂ O	
排出量 (t-CO ₂)						
温室効果ガスの種類	⑥HFC	⑦PFC	⑧SF ₆	⑨NF ₃	⑩エネルギー起源CO ₂ (発電所等配分前)	合計 (①~⑩)
排出量 (t-CO ₂)						

別紙 2

3 温室効果ガスの排出の状況

(1) 温室効果ガス別の排出量（基準年度）

温室効果ガスの種類	①エネルギー起源CO ₂	②非エネルギー起源CO ₂ (③を除く。)	③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源CO ₂	④CH ₄	⑤N ₂ O	
排出量 (t-CO ₂)						
温室効果ガスの種類	⑥HFC	⑦PFC	⑧SF ₆	⑨NF ₃	⑩エネルギー起源CO ₂ (発電所等配分前)	合計 (①~⑩)
排出量 (t-CO ₂)						

(2) 補整後の温室効果ガス排出量（基準年度）

補整後温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	
--------------------------------------	--

別紙1

1 地球温暖化対策の推進に関する方針

--

2 地球温暖化対策の推進体制

--

様式第2（第4条関係）

事業者番号	※
-------	---

地球温暖化対策実施状況書提出書

年 月 日

愛知県知事 殿

郵便番号
提出者 住 所
氏 名
(名称及び代表者氏名)

愛知県地球温暖化対策推進条例第9条第1項の規定により、地球温暖化対策実施状況書を提出します。

県内の主たる工場等の名称			
県内の主たる工場等の所在地			
該当する事業者の要件	<input type="checkbox"/> 規則第3条第1項第1号該当事業者		
	<input type="checkbox"/> 規則第3条第1項第2号該当事業者		
	<input type="checkbox"/> 規則第3条第2項該当事業者		
主たる事業種	大分類		
	中分類		
主たる事業内容			
事業者の規模	資本金	円	
	常時使用する従業員数	人	
地球温暖化対策実施状況書	別紙のとおり。		
連絡先	担当部署	担当部署名	
		所在地	
	担当者名		
	電話番号		
	ファクシミリ番号		
メールアドレス			

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
3 連鎖化事業者にあつては、「主たる事業の業種」欄及び「主たる事業の内容」欄には、連鎖化事業の業種又は内容を記載すること。

別紙 3

(3) 大規模工場等の温室効果ガス排出量（実績年度）
 （原油換算エネルギー使用量1,500kl以上又はエネルギー起源CO₂以外の温室効果ガス排出量3,000 t-CO₂以上の工場等）

工場等の名称			代表電話番号			
郵便番号	工場等の所在地					
事業の業種	大分類					
	中分類					
温室効果ガスの種類	①エネルギー起源CO ₂	②非エネルギー起源CO ₂ (③を除く。)	③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源CO ₂	④CH ₄	⑤N ₂ O	
排出量 (t-CO ₂)						
温室効果ガスの種類	⑥HFC	⑦PFC	⑧SF ₆	⑨NF ₃	⑩エネルギー起源CO ₂ (発電所等配分前)	合計 (①～⑩)
排出量 (t-CO ₂)						

別紙 2

3 温室効果ガスの排出の状況

(1) 温室効果ガス別の排出量（実績年度）

温室効果ガスの種類	①エネルギー起源CO ₂	②非エネルギー起源CO ₂ (③を除く。)	③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源CO ₂	④CH ₄	⑤N ₂ O	
排出量 (t-CO ₂)						
温室効果ガスの種類	⑥HFC	⑦PFC	⑧SF ₆	⑨NF ₃	⑩エネルギー起源CO ₂ (発電所等配分前)	合計 (①～⑩)
排出量 (t-CO ₂)						

(2) 補整後の温室効果ガス排出量（実績年度）

補整後温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	
-----------------------------------	--

